

---

# 第1章

---

## 都市計画マスタープランの概要

---

- 
- 1-1 計画改訂の背景と目的
  - 1-2 都市計画マスタープランの位置付け
  - 1-3 都市計画マスタープランの役割
  - 1-4 計画の目標年次
  - 1-5 都市計画マスタープランの構成
-

# 第1章 | 都市計画マスタープランの概要

本章では、都市計画マスタープランの策定の背景や目的、計画期間、構成等について整理します。

## 1-1 計画改訂の背景と目的

本市では、平成21年6月に都市計画マスタープランを策定し、「環境想造都市 柏」を都市づくりの理念として、また、「コンパクトな都市」、「持続可能（サステイナブル）な都市」、「活力あるまち（アクティブなまち）」を都市づくりの目標として、まちづくりに関する様々な取組を進めてきました。

その間、策定から約10年が経過する中で、全国的に見ると、本格的な人口減少社会の到来や少子高齢化のさらなる進展など、都市を取り巻く社会経済情勢は大きく変化しています。

そして、それらに対応するため、平成26年8月施行の改正都市再生特別措置法において新たに立地適正化計画制度が創設され、コンパクト・プラス・ネットワーク型の都市づくりが求められることとなりました。

今後の全国的な人口減少及び少子高齢化の趨勢の中、本市の人口は、しばらくの間は増加するものの、その後は減少に転じることが見込まれています。

その状況を踏まえ、本市では、平成28年3月に、本市の最上位の計画である「柏市第五次総合計画\*」を策定し、その中で、まちづくりの基本的な方向性として、子育て世代の転入による人口構成バランスの保持、高齢化社会に対応した健康寿命の延伸、地域の魅力や特性を活かした地域活性化等を掲げ、全庁的な取組を進めています。

また、平成30年度には「柏市立地適正化計画\*」を策定し、将来にわたり、安定的かつ持続可能なまちづくりを推進していくために、具体的な取組を開始します。

都市計画マスタープランについても、これらの状況の変化に即して、より実効性のある内容とするため、この度改訂を行うこととします。

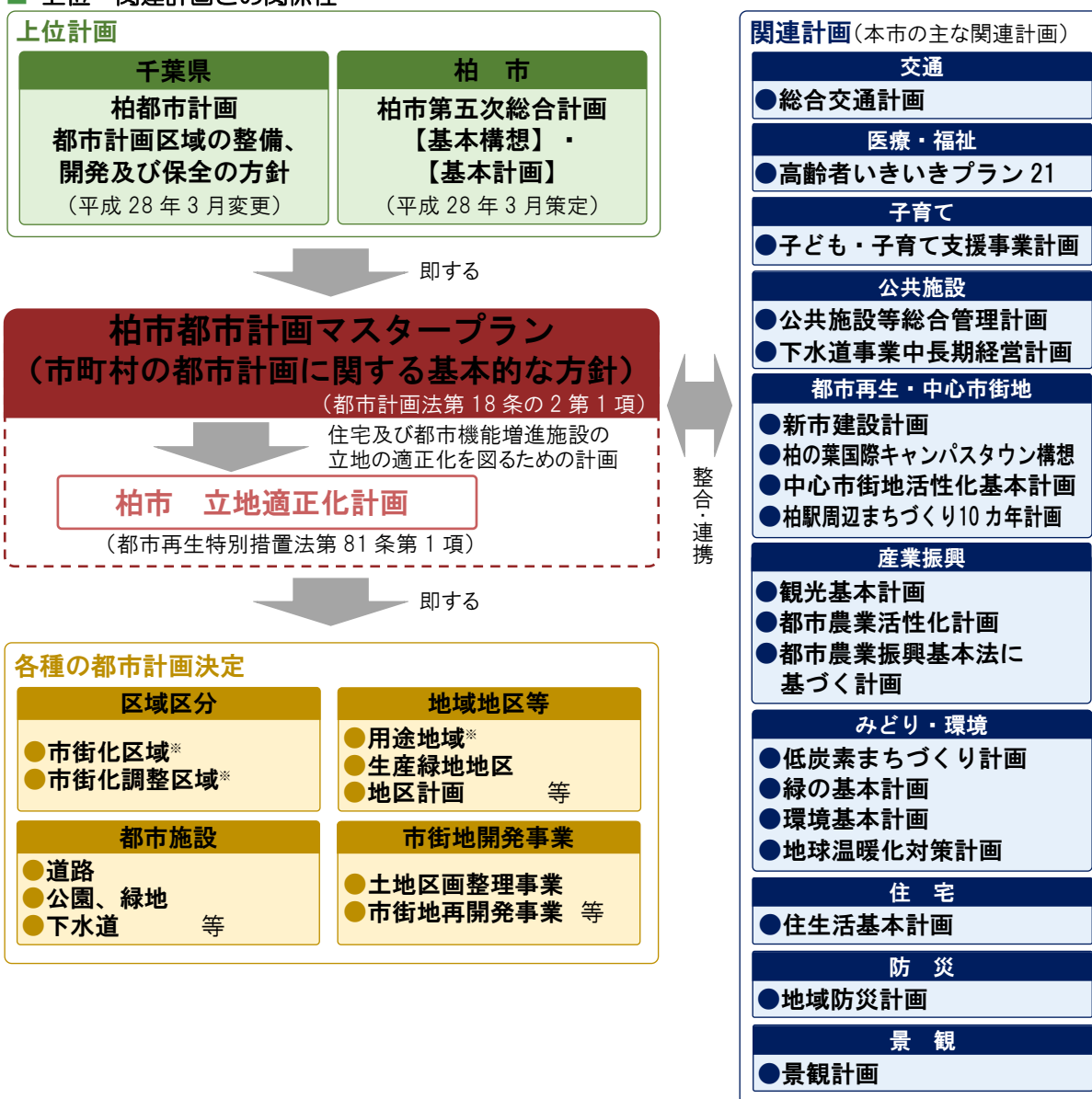
## 1-2 都市計画マスタープランの位置付け

都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2第1項に基づく「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として、市町村ごとに定める計画です。

本計画は、「柏都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針\*」（千葉県策定）や、「柏市第五次総合計画」といった上位計画に即するとともに、本市における各種関連計画と整合・連携を図りながら策定しています。

なお、本計画の改訂と同時期に策定する「柏市立地適正化計画」は、本計画の一部とみなされ、住宅及び都市機能増進施設\*の立地の適正化を図るための実行計画として位置付けられます。

### ■ 上位・関連計画との関係性



### 1-3 都市計画マスタープランの役割

都市計画マスタープランは、以下の役割を担います。

- ①都市の将来像の提示
- ②本市が定める都市計画の方針の明示
- ③都市全体としての都市づくりの総合性・一体性の確保
- ④住民の理解・具体の都市計画の合意形成の円滑化

### 1-4 計画の目標年次

目標年次：平成49年度（2037年）

本計画は、概ね20年後の都市の姿を展望することとします。そのため目標年次は、平成30年度（2018年）を基準年次として、計画策定から20年後の平成49年度（2037年）とします。

なお、本計画期間は、同時期に策定する「柏市立地適正化計画」の計画期間と同一であり、双方が連携する中で、本計画で定める「将来都市像」の実現を目指すものとします。

平成(年度)	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49
都市計画マスタープラン			→ 適宜見直しを行います。																			
立地適正化計画			→		→			→ 概ね5年ごとに評価・検証を行います。					→									
総合計画	→ 第5次総合計画							→ 第6次総合計画														

### 1-5 都市計画マスタープランの構成

都市計画マスタープランは、主に「全体構想」と「地域別構想」の2つで構成されています。それぞれに記載するまちづくりに関する方針は以下のとおりとなっています。

全体構想	<ul style="list-style-type: none"> <li>○都市の骨格（拠点・軸）の形成に係ることなどの主要な方針</li> <li>○全市的に展開される方針</li> </ul>
地域別構想	<ul style="list-style-type: none"> <li>○全体構想や地域の特性に基づき、それぞれの地域において展開される方針</li> </ul>

なお、地域別構想については、市域を7区分した地域（中圏域）ごとに定めています。（p.8 参照）